

近時のベトナムと、 在越日系企業の状況

弁護士法人キャストグローバル
CastGlobal Law Vietnam

パートナー
代表弁護士 工藤 拓人
kudo@castglobal-law.com



ホーチミン市のグエンフェ通り
人民委員会／ホーチミン像前

プロフィール

ベトナムで10人規模で法律事務所を運営（日本人弁護士3人、ベトナム人弁護士4人＋パラリーガル）

< 経歴 >

- 2011年 弁護士法人キャスト（現・キャストグローバル）参画
- 2013年 中国・上海駐在
- 2014年 **ベトナム・ホーチミン駐在開始**
- 2015年 弁護士法人キャストグローバル・ホーチミン支店 代表就任
- 2017年 ホーチミン支店を「**CastGlobal Vietnam Law Co., Ltd.**」に組織変更 代表就任
- 2022年 ハノイ支店設立
- ベトナム・ホーチミン在住。

< 書籍 >

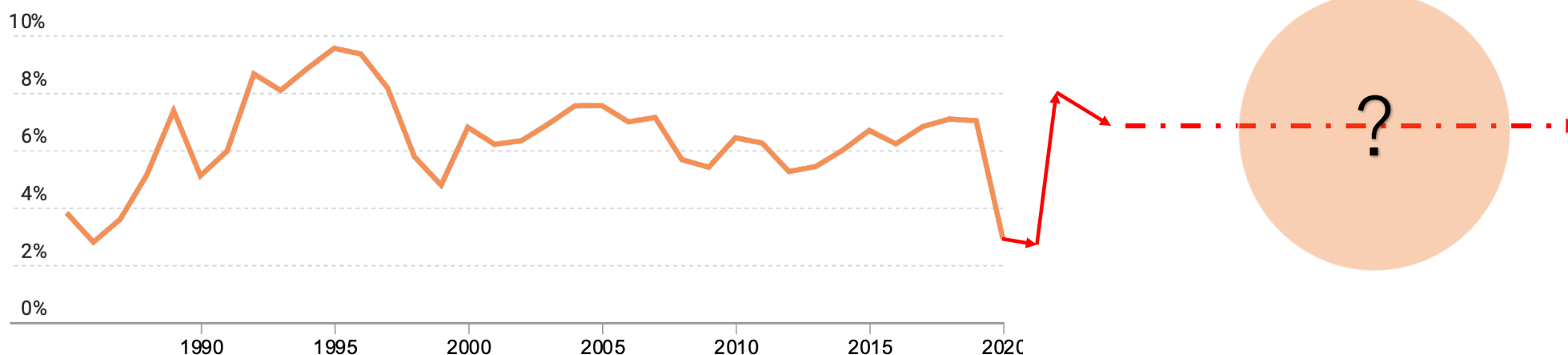
- 大成出版社『メコン諸国の不動産法』（2017年、共著：ベトナム箇所を執筆）
- 東方通信社『これからのベトナムビジネス2020』（2020年、共著）
- 明日香出版社『ベトナムのことがマンガで3時間でわかる本』（2021年、共著）



コロナ後のベトナム経済の状況

■ 安定した経済成長が続く

ベトナムの国内総生産の成長率



情報提供元: datacatalog.worldbank.org (Data Commons 経由)

■ コロナの影響は??

- ・入国規制、行動規制の影響は大きかったものの2020年2021年もプラス成長 (2.9%→2.6%)
- ・2022年は約8%成長、2023年は6.5%程度の成長が予測されている

ベトナムの中長期の経済目標

■中長期的な経済目標（2021年の第13回共産党大会）

- 2025年までに「下位中所得国」を脱する（※）
 - GDP成長率は平均6.5%から7%を続ける
 - 一人あたりGDPは4700－5000米ドル
- 2030年までに「**上位中所得国**」となる。
- 建国100周年を迎える45年には**先進国入りを目指す**

■2022年10月発表

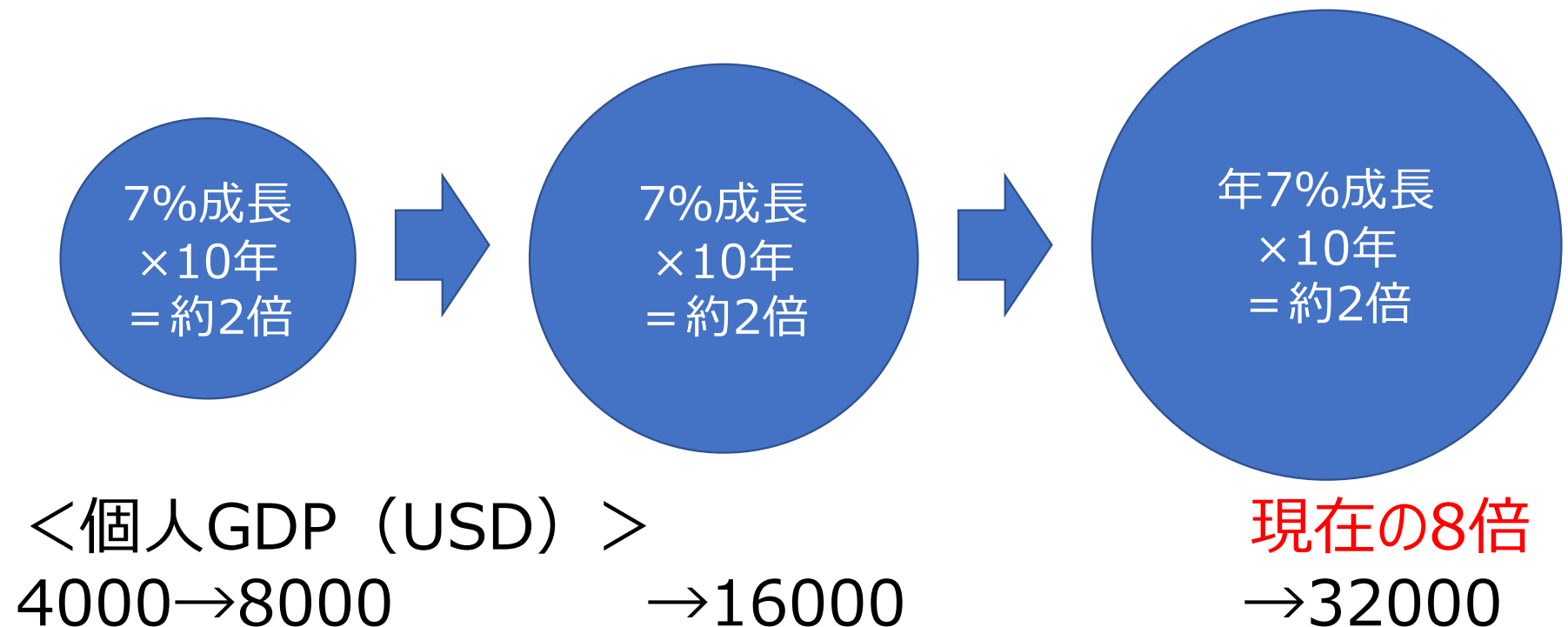
「2050年を見据えた2021～30年の国家マスタープラン」

2050年までに高所得国入りを達成する目標を掲げた。

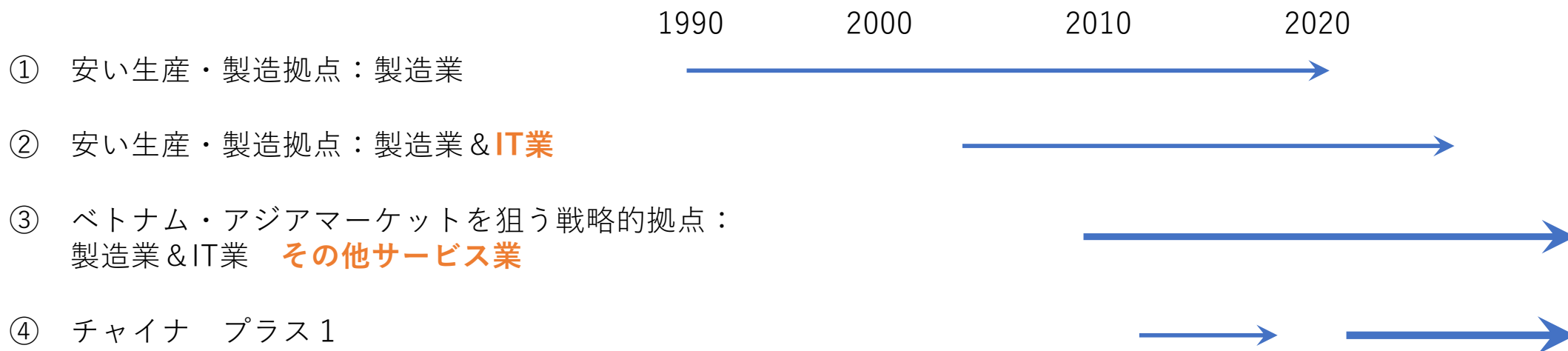
マスタープランによると、2021～30年におけるGDP成長率目標を年平均7.0%、2031～50年までは6.5～7.5%に設定。一人当たりGDPを、2030年までに7,500ドル（約110万円）、**2050年までに27,000～32,000ドルへと引き上げることを目指す。**



つまり… 30年で**8倍**になることを目指す



なぜ今も日本企業のベトナム進出が続くのか？



■日本の商工会議所の加入状況

ホーチミン	約1050社	商工会議所の 加入会社だけで 約2000社
ハノイ	約800社	
ダナン	約150社	

→実際には3000－4000社いると予測される
さらに投資・進出を予定している企業も多くいる。

→大企業中心から中小規模の企業が多く
あまり商工会議所の数は参考にならないか。

ポテンシャルのある市場要因

	特徴
1. 特性	• 良好な日越関係 ・在日ベトナム人 約45万人（2021年6月。国籍別2位） • 安定した政治・社会情勢が続く • ASEAN、TPP、RCEPに加盟 【=ベトナム・マレーシア・シンガポール・ブルネイの4カ国のみ】 • 日本からの外国直接投資金額（FDI）は常に上位 ※2020年（シンガポール首位）・19年（韓国首位）は4位、17年・18年は首位 • 駐在員の生活のしやすさ上位
2. 労働集約型 産業	• 労働力確保が比較的容易、<u>平均年齢約31歳</u> • 比較的安価な労働力（総額月約250～350ドル） →コストは徐々に増額 • 注目されるIT業のエンジニアのコストも急増 • 比較対象としてタイ、インドネシア、中国などがよく挙げられる。 • 米中摩擦→コロナ禍の影響 中国から投資が増加傾向
3. 市場としての 優位性	• 人口（約1億人）も多く<u>市場規模・成長性に期待</u> • 外資への規制の大幅緩和 • <u>一人当たりGDPも約3500USD-4000USDに</u>（ホーチミン：約6,000ドル～）。 • 良好な日本との関係もあり、日系ブランドが比較的人気。2020年にはユニクロ、MUJIが出店。 • 外食での和食人気、日系ショッピングモール（AEON）・高島屋・各種日系コンビニも多数進出済み • ITインフラ・人材の良質化

成長継続への課題は？

■ ベトナム発の製造業、IT業の少なさの克服

JETRO：大型投資が続く電子産業、加工貿易からの構造転換には課題も（ベトナム）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2022/1101/ef91a890d04ddb3.html>

Ⅲ. 経営上の問題点

2 | 経営上の問題点： ASEAN主要国では賃金上昇の問題が上位

国・地域別の問題点（上位5項目、複数回答）

シンガポール	(%)
1 従業員の賃金上昇	81.5
2 調達コストの上昇	70.8
3 為替変動	70.0
4 競合相手の台頭（コスト・価格面で競合）	53.3
5 新規顧客の開拓が進まない	45.8

マレーシア	(%)
1 従業員の賃金上昇	78.7
2 為替変動	73.3
3 調達コストの上昇	72.3
4 従業員の定着率	52.8
5 競合相手の台頭（コスト・価格面で競合）	50.9

タイ	(%)
1 調達コストの上昇	78.9
2 従業員の賃金上昇	71.4
3 為替変動	68.9
4 競合相手の台頭（コスト・価格面で競合）	53.6
5 通関等諸手続きが煩雑	49.7

インドネシア	(%)
1 従業員の賃金上昇	82.8
2 調達コストの上昇	80.9
3 税務（法人税、移転価格課税など）の負担	73.9
4 為替変動	64.2
5 通関等諸手続きが煩雑	57.9

ベトナム	(%)
1 従業員の賃金上昇	75.2
2 調達コストの上昇	66.1
3 為替変動	62.8
4 通関等諸手続きが煩雑	57.6
5 税務（法人税、移転価格課税など）の負担	49.8

フィリピン	(%)
1 為替変動	65.6
2 税務（法人税、移転価格課税など）の負担	61.3
3 従業員の賃金上昇	61.1
4 調達コストの上昇	60.4
5 通関等諸手続きが煩雑	57.3

（注1）回答率上位5項目。薄ピンクのハイライトは、Ⅲ.1の全調査対象地域総数の上位10項目に入っていない項目。

（注2）経営上の問題点に係る各項目に記載の回答率は、分野ごとに分かれた各設問「販売・営業面」「財務・金融・為替面」「雇用・労務面」「貿易制度面」「生産・調達面」内の回答割合を指す。

近時のベトナム進出時の特徴

▶ 近時の傾向

- サービス業含め、進出業種や投資金額の幅が広がっている。
進出形態や業種も多様化。教育、医療、エンタメ分野、オンラインサービス...
 - ★スタートアップ、若手起業家の進出も増えている
移住型の経営者、日本への不安感など？
 - ★ITに関する注目度はこのまま高い状態を維持しそう。 圧倒的な優遇税制 ラボ型での進出
- 不動産分野の大型投資も増加。
→しかし、汚職による逮捕の増加等でマーケットの冷え込み
- M & Aや合併形態での進出も増加



進出時に問題になりやすい場面

▶問題になりやすい場面

- 小規模事例の増加・形態の多様化に伴って、法務・税務リスクなどの検討が不十分な例も散見される。
（安易にベトナム側の説明を鵜呑みにするケースなども。）
- 各種リスクは検討したうえで、投資形態を検討する必要
- M&Aの増加によるベトナムのローカル会社買収リスク
 - 新会社設立とのメリット・デメリットを把握・検討する必要
 - 二重帳簿
 - 本当に時間の短縮になるのかの確認
 - ライセンスその他のリスクのチェックなど最低限の確認は必須
- 送金等でのトラブル

ベトナム子会社の管理のポイント

▶近時の傾向

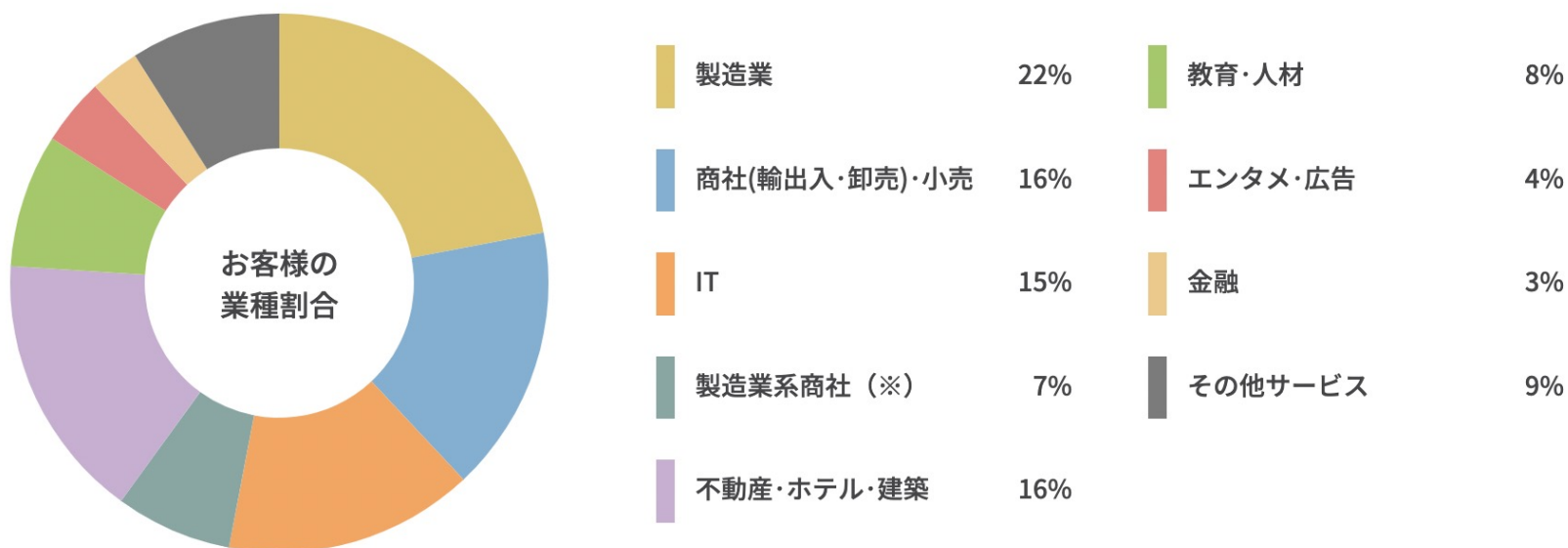
- 外資企業に対する事例が多く積み上がってきている
→不確定事項がどんどん減ってきている
- 法令の充実、実務の積み上がりでの行政の透明化は徐々に進む
- 上場時などのベトナム子会社の管理体制のチェック

▶問題になりやすい場面

- 旧来のベトナム管理方法では対応できていない例も増えてきている（変化もはやい）
- 法令や実務がすぐに変更される（直近では投資法や労働法改正）
- 業界やライセンス、地域ごとに大きく実務が異なる場合も多い。
情報は多方面から確認する。一般化された情報を信じすぎない。
- 子会社不正なども問題になる可能性（贈賄などのリスクは高い）

お客様の業種割合

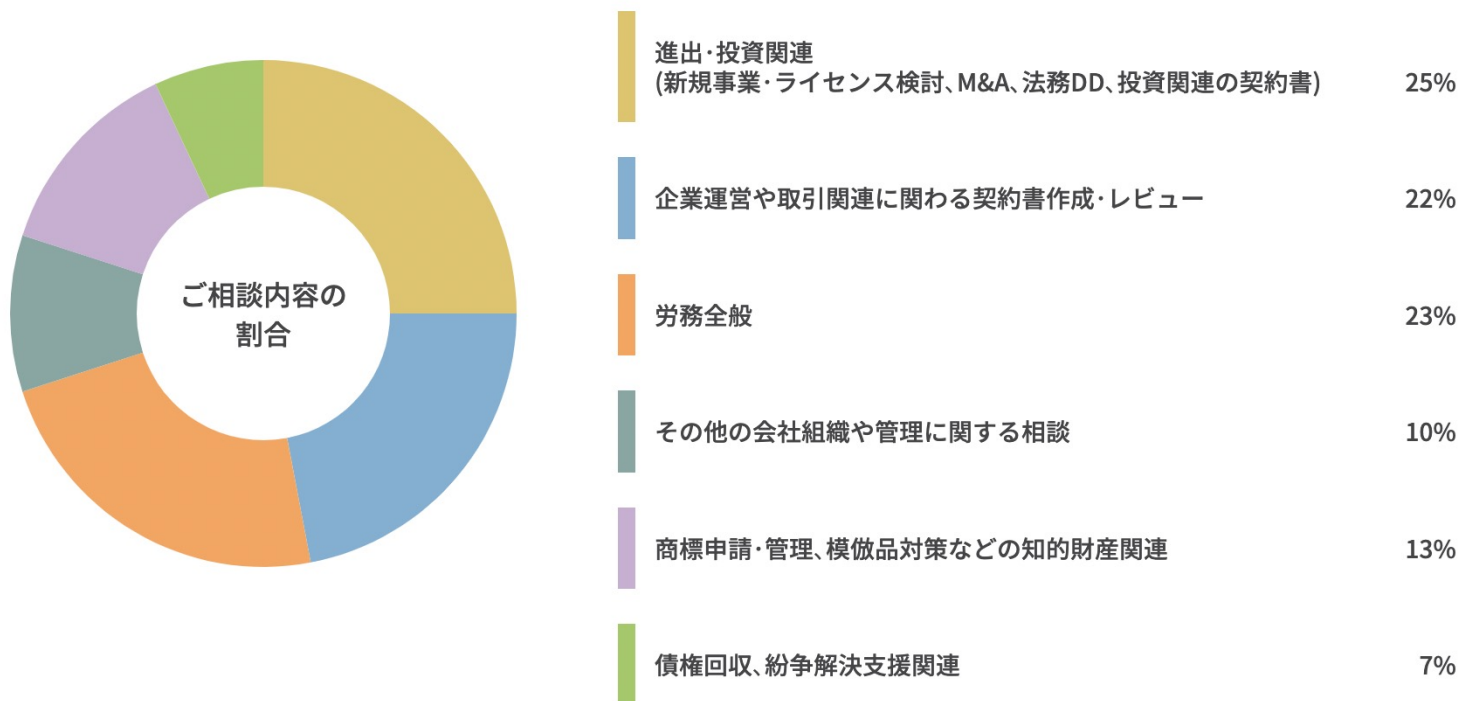
ベトナムに進出している・しようとしている幅広い企業からご相談を受けております。当初は製造業・商社が圧倒的に多かった進出も、近時は不動産・IT・その他のサービス業の割合が毎年増えてきています。



※製造系商社とは、日本や他国では製造業ですが、ベトナムでは商社機能を有する企業を指します。

ご相談内容の割合

投資関係のご相談は多いですが、進出された後は通常の顧問契約として日常の企業法務・労務、新しい契約書作成やレビューのご相談が多いです。それ以外にも、商標のご相談やトラブル関係のご相談もいただいています。



ベトナム企業との取引の注意点①

▶ 紛争解決

- 日本での裁判結果をベトナムで執行できない。
- 仲裁は？ ニューヨーク条約加盟。もっとも、執行の問題も。

▶ 言語

- 英語・日本語のみでも可能。一部、法律上ベトナム語必須の契約も。
- もっとも、実務ではベトナム語は必要になるケースが多い。

▶ 債権回収

- 売り手となる場合のトラブルとしては最も多い。
- そもその支払方法・信用確認は交渉上非常に重要となる。

▶ 品質確保

- 買い手となる場合に問題となる。同様に支払条件は重要。

ベトナム企業との取引の注意点②

▶外国契約者税（FCT）

- ベトナムから、外国に対してサービス料などを支払う場合に必要（コンサル料、デザイン費用、ベトナム国内の運送費用、ロイヤルティ等々）
- 外国企業に、みなし企業所得税 & みなし付加価値税をかける制度
- 源泉徴収税となるため、どちらが負担するのか明記しておくべき。

▶ベトナム側からの提案などは鵜呑みにせず、ダブルチェックする

- 法的スキーム、信用性など含む
- ブローカーのような人が間に入っているケース
- ベトナム側の担当者もあまり法律を理解していないケース（弁護士・コンサル含む）
- 信用チェックの方法はあまり多くない
（企業レポート（日本ほど充実していない）、オンライン登記情報のチェック（代表者・ライセンス・株主など）、関係企業へのヒアリング）

ベトナム企業との取引の注意点③

▶外貨管理

- 厳格な外貨管理がなされており、**ベトナム→日本**への送金には特に注意が必要
(中央銀行管轄の法令チェックが必要)
例)
 - － 配当
 - － 業務の対価 (外国契約者税)
- もっとも、配当や取引上の送金について、送金させないための厳しすぎるチェックをされるわけではない。
法令を遵守することが重要。
- **他国→ベトナム**への送金は容易だが、返金する必要があるものは送金方法に注意する必要

例) **日本→ベトナム**への送金で問題になるケース

- 資本金の送金・M & Aの対価送金
- ローンの送金 (長期、 短期・中期で異なる)
- 不動産購入

ご清聴ありがとうございました。



CastGlobalGroup

社名 : CastGlobal Law Vietnam Co., Ltd.

代表 : 工藤 拓人

お問い合わせ : info-v@castglobal-law.com

Vietnam Legal Online: <http://www.cast-vietnam.com/business/>



ホーチミンHead Office :

20th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1

ハノイ支店 :

16th Floor, ICON4 Tower, 243A De La Thanh, Lang Thuong Ward,
Dong Da District